

中新川広域行政事務組合介護人材確保事業費補助金について

管内の介護施設等に勤務する介護職員の介護職員初任者研修資格取得を支援することにより、介護職員の定着を図ることを目的として、介護人材確保事業費補助金を交付します。

◆補助対象者

立山町、上市町、舟橋村のいずれかに住所を有する介護サービス事業所及びその運営法人で下記条件の全てを満たす者。(事業所・運営法人の詳細は交付要綱を参照のこと。)

- ・年度内に、直接雇用する介護職員(介護サービスを直接提供する者で、週20時間以上の勤務が雇用条件になっている者)に、介護職員初任者研修を、勤務日扱いで受講させ、その経費を支払ったこと。[※介護人材確保事業費補助金交付要綱\(PDFファイル\)](#)
- ・申請日時点で、介護職員初任者研修を修了した介護職員を現に雇用していること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う事業所でないこと。

◆補助対象経費

- ・受講した対象研修に係る受講料(テキスト代を含む)
- ・受講期間中に代替として雇用した介護職員の人件費に相当する経費

◆補助金額

- ・対象経費の2分の1又は10万円のいずれか低い額とする。(1人につき)
- ・ただし、予算の範囲内とする。

◆その他留意点

- ・当該年度において、1事業所につき介護職員1名を上限とする。
- ・同一法人においては、介護職員2名を上限とする。
- ・対象経費を重複して国又は地方公共団体等の負担又は補助を受けてはならない。
- ・終了日の翌日から起算して3ヶ月以内(または年度末のいずれか早い日)に提出すること。

◆申請書類

- ・[介護人材確保事業費補助金交付申請書兼請求書\(様式第1号\)\(Word様式\)](#)
- ・介護職員初任者研修受講料等領収書の写し
- ・介護職員初任者研修修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- ・就労証明書
- ・雇用契約書の写し(受講者・代替勤務者)
- ・研修受講日に代替の人的措置がされていることが確認できる書類(出勤表等)
- ・その他管理者が必要と認める書類

<問合せ先>

中新川広域行政事務組合 介護保険課
〒930-0288 富山県中新川郡舟橋村国重 242 番地
TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199

中新川広域行政事務組合介護人材確保事業費補助金申請の流れ

補助金の申請



補助金交付決定・額の
確定(通知受け取り)



補助金の受け取り

・介護職員初任者研修
修了後3ヶ月以内または
年度末(3月31日)の
いずれか早い日までに
組合に提出ください。
(持参または郵送)

【提出書類】

- ・交付申請書兼請求書
- ・受講料等領収書(写)
- ・修了証明書(写)
- ・就労証明書
- ・雇用契約書(写)
- ・代替の人的措置がさ
れている証明
(出勤表等)

・書類審査後、組合から交
付決定・額の確定通知書
をお送りします。

【注意】

- ・提出書類の他、追加
資料の提出や説明を求
めることがあります。
- ・後日、受講者の雇用
継続状況について確認
させていただくことがあ
ります。

・補助金交付決定後
1か月以内に、組合から
指定口座へ振り込みま
す。